固定資産の縦覧など

平成21年度の固定資産縦覧帳簿および固定資産税の課税特例などについてお知らせします。

土地・家屋価格等の縦覧帳簿

4月1日から縦覧できます

平成21年度の固定資産縦覧帳簿は、資産税グループ（市役所本庁舎2階☎0798・35・3269）、塩瀬・山口支所内の税務管理グループ（0797・61・0048）で縦覧できます。

【縦覧帳簿記載項目】土地…所在、地番、地目、地積、価格（評価額）▽家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格（評価額）

【縦覧期間】4月1日～6月1日（土・日曜、祝日を除く）の午前9時～午後5時半

【縦覧範囲】土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿。自己資産以外の土地や家屋の価格（評価額）についても縦覧可能

【縦覧対象者】固定資産税の納税者かその代理人

【持参するもの】運転免許証や住民基本台帳カード、前年度分納税通知書など本人確認ができるもの。代理人の場合は必ず委任状の持参を

【登録価格についての審査申出期間】4月1日から納税通知書を受け取った日以後60日までの間

固定資産課税台帳の閲覧など

縦覧期間に限らず可能です

固定資産課税台帳の閲覧および価格等の証明については、縦覧期間に限らずいつでも、納税義務者（所有者）本人のほか、土地・家屋の借地・借家人等の人も関係する固定資産の課税台帳の閲覧や証明書（注）を受け取ることができます。平成21年度課税分は4月1日から（土・日曜、祝日、年末年始を除く）の午前9時から午後5時半まで、閲覧や証明書を受け取ることができます。

【閲覧場所】資産税グループ（市役所本庁舎2階☎0798・35・3269）、塩瀬・山口支所内の税務管理グループ（0797・61・0048）

※証明書は税務管理グループ（市役所本庁舎2階、塩瀬・山口支所内）、鳴尾・瓦木・甲東支所、アクタ西宮ステーションで発行します（市民サービスセンターでは発行できません）

【閲覧対象】左上表参照

【持参するもの】「土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」（右記事参照）の場合に必要なもののほか、借地・借家人等の人は賃貸借契約書等権利関係を証明できるものが必要　※代理人の場合は必ず委任状の持参を

（注）税証明書の発行にかかる本人確認について…4月1日から、申請時に窓口での本人確認が必要になります。必要書類については、税務管理グループ（0798・35・3251）へ問合せを

《固定資産課税台帳の閲覧対象》

閲覧できる人	対象固定資産
固定資産税の納税義務者	当該納税義務にかかる固定資産
土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る）を有する人 ＜例＞借地人	当該権利の目的である土地
家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る）を有する人 ＜例＞借家人	当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地
固定資産の処分をする権利を有する一定の人 ＜例＞破産管財人など	当該権利の目的である固定資産

住宅用地の課税標準特例があります

❑固定資産税・都市計画税

居住用家屋の敷地（住宅用地）については、その税負担を特に軽減する必要から、課税標準の特例措置が設けられています＝下表参照。

住宅用地の特例は、固定資産税の賦課期日である1月1日において、住宅用家屋（人の居住の用に供する家屋）の敷地として利用されている土地に適用されます。住宅用家屋の敷地として利用されていない土地に比べ、税額が軽減されます。住宅用地の認定のため、家屋の用途を変更したり、隣地を住宅の敷地とした場合など土地の用途を変更した場合はご連絡ください。

この特例措置は、新たに住宅の建築が予定されている土地や、住宅が建築中の土地には適用がありません。ただし、建替えの場合は、要件を満たせば特例が適用されますので、お問い合わせください。

なお、毎年送付する納税通知書の課税明細書には「住宅用地」または「一部住宅用地」と記載しています。

問合せは資産税グループ（0798・35・3221）へ。

《住宅用地にかかる課税標準の特例措置》

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅用地のうち、一戸あたり200㎡までの部分）	価格の6分の1	価格の3分の1
一般住宅用地（住宅用地のうち、一戸あたり200㎡を超える部分）	価格の3分の1	価格の3分の2

固定資産税などを軽減

「西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業」の施行地区内

市は、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の施行地区内において、阪神・淡路大震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の代わりに取得した家屋（代替家屋）の固定資産税と都市計画税を軽減します。

代替家屋は、平成7年1月17日から22年3月31日までに取得したものに限ります。

該当する人は資産税グループ（0798・35・3225）へ申告してください（被災家屋が賃貸家屋の場合、借家人は所有者要件に該当しないので、適用はありません）。なお、すでに申告書を提出している人は、再度の手続きは不要です。

【軽減内容】代替家屋にかかる税額のうち、被災家屋の課税床面積相当分について最初の4年度間は2分の1を、その後2年度間は3分の1を減額。適用期間は代替家屋の取得後6年間

【適用要件など】①被災家屋を平成23年3月31日までに解体または売買などの処分をしている ②被災家屋、代替家屋とも西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の施行地区内である ③代替家屋は新築・中古のいずれも可。また、損壊した家屋の一部を解体撤去し、その部分に増築を行った場合、その増築部分は代替家屋とみなします ④代替家屋は原則として被災家屋と同じ用途に限る ⑤代替家屋の所有者が次のいずれかであること▽被災家屋の所有者本人▽被災家屋の所有者の相続人▽被災家屋の所有者の3親等内の親族（被災家屋の所有者本人の居住のため、本人に代わって住宅を建てた場合に限る）▽被災家屋の所有者（法人）の合併により設立された合併法人

※西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の施行地区以外で、代替家屋を平成19年3月31日までに取得した人は、固定資産税・都市計画税を軽減しますので、同グループへ申告を。なお、被災家屋を20年3月31日までに解体・撤去・売却等の処分をしていることが必要です

被災住宅用地

課税標準の特例

西宮北口駅北東の一部は継続

阪神・淡路大震災にかかる被災住宅用地の課税標準の特例措置は、平成19年度で終了しました。なお、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の施行地区内の土地は、22年度まで、この特例措置が適用されます。

問合せは資産税グループ（0798・35・3221）へ。

インフォメーション

◆市から

軽自動車税　廃車等の手続きは3月中に

軽自動車や原動機付自転車などをすでに所有していない人で、廃車や譲渡の手続きをしていない場合は、3月中に手続きを済ませてください。手続きのない場合は、平成21年度も軽自動車税が課税されます。

問合せは税務管理グループ（0798・35・3209）へ。

松並町の道路台帳を公開

市は、平成20年度に作成した松並町の道路台帳図面を土木調査課（市役所本庁舎6階）で公開します。3月17日から24日までの執務時間中に縦覧できます。

問合せは土木調査課（0798・35・3629）へ。

「休日納税相談」を実施

市は、滞納市税の解消を図るため、督促状・催告書などの送付や電話連絡により早期の収納に努めています。普段、勤務などの都合で平日に納税相談に来られない人を対象に「休日納税相談」を行います。

問合せは納税グループ（0798・35・3233）へ。

【日程・会場】3月21・22日の午前9時～午後5時に同グループ（市役所本庁舎2階）で

※市のホームページ（アドレスはページ下参照）でも市税や納税について案内しています（「くらす西宮」の中の「市税」へ）

◆その他

住宅再建の備えに「フェニックス共済」加入者を募集

「フェニックス共済」は、加入者の住宅が、地震・台風・津波などの自然災害により半壊以上の被害を受けた場合に、再建・購入・補修等に対して給付金が支給される住宅再建共済制度です。個人加入の負担金・給付金は下記のとおりです（マンション共用部分は、管理組合等が加入できます。負担金などは問合せを）。詳しくは、郵便局などにある加入申込書をご覧ください。

問合せは兵庫県住宅再建共済基金（078・362・9400）へ。

【加入対象】県内に住宅を所有する人

【負担金】年額5000円（加入初年度は月額500円、上限5000円）

【給付金】住宅を①再建・購入する場合は600万円、②補修する場合は50万円～200万円、③再建・購入・補修をしない場合は10万円

男女共同参画センター ウェーブ　図書・資料コーナー休室のお知らせ

男女共同参画センター ウェーブの「図書・資料コーナー」は、資料整理のため3月23日から31日まで休室します。閲覧・貸出しはできませんので、ご了承ください。なお、休室に伴い3月9日から21日まで、1人10冊・3週間まで貸出します。

問合せはウェーブ（0798・64・9495）へ。